

◎法定後見制度の概要

区 分	後 見	保 佐	補 助
申し立てることができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、検察官など		
成年後見人、保佐人、補助人の同意が必要な行為	日常生活に関する行為以外の行為	民法第13条第1項に定める行為（※日常生活に関する行為は除く）	民法第13条第1項に定める行為の一部（※本人の同意が必要です。日常生活に関する行為は除く）
成年後見人、保佐人、補助人により、取り消しが可能な行為			
成年後見人、保佐人、補助人に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為（※本人の同意が必要です）	
制度を利用した場合の資格などの制限	選挙権、被選挙権を失います。印鑑登録が抹消されます。株式会社の取締役や弁護士、医師などの一定の資格に就くことができません	株式会社の取締役や弁護士、医師などの一定の資格に就くことができません	

【参考】民法第13条第1項に定める行為とは、次のような行為をいいます。

- 金銭の借り入れや、保証人になること
- 不動産などの重要な財産を手に入れたり、手放したりすること
- 相続の承認・放棄や、遺産分割をすること
- 新築・改築・増築や、大規模な修繕をすること

◎法定後見の手続きの流れ

申し立て

本人の住所地の家庭裁判所に、後見・保佐・補助開始の審判の申し立てを行います。登別市民の場合は、札幌家庭裁判所室蘭支部（室蘭市日の出町1丁目18-29・☎44 6 7 3 3）になります。

申し立てには、申立書、申立手数料（収入印紙800円）、登記印紙（4,000円）、郵便切手、全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票、登記事項証明書、診断書などが必要です。

※必要書類や費用など、詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

審判手続き

家庭裁判所の調査官や家事審判官が、申立人や本人に事情を聞いたり、事実調査などを行ったりします。

※後見・保佐で申し立ての場合には、本人の判断能力についての鑑定が行われず（別途費用6万円程度が掛かります）。

審 判

家庭裁判所が、本人に最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。

法定後見の開始

家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の心身の状態や生活状況などに配慮しながら保護・支援します。

※東京法務局に、法定後見開始の審判がされたことが登記されます（戸籍には記載されません）。

※成年後見人等に対する報酬は、本人の業務内容などを考慮して、家庭裁判所が決定します。